

## 第 185 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 2 年 7 月 16 日 (木)

時間 午前 10 時～

場所 福島テルサ 3 階 あぶくま

(司会)

それでは定刻となりましたので、只今より第 185 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願ひいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。

①次第、②議案書、③資料 1 (特殊建築物の敷地の位置について (福島市))、④参考資料 (県北・県中・会津都市計画区域マスタープラン骨子案について)。また、本日の名簿につきましては、議案書の 4 ページに記載しております。お手元のない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

あと、本日新型コロナウイルス感染防止対策として、質疑の際のマイクについて、使用後に担当職員が除菌をしてから次の方にお渡ししますので、それまでお待ちいただいて、その後発言していただくようお願いいたします。

それでは開催にあたり、土木部都市担当次長 諏江勇よりご挨拶申し上げます。

(諏江次長)

皆様おはようございます。土木部都市担当次長の諏江と申します。

第 185 回福島県都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多用のなか、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より県政の伸展並びに都市計画行政の推進に対しまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から 9 年が経過しました。今年度は、復興・創生期間の最終年度であり、復興を着実に前に進めるとともに、これまでの成果を基に、復興・

創生期間後の新たなステージを形作るための土台を築く一年であります。また、近年、頻発・激甚化する豪雨などへの対応も喫緊の課題となっています。

県といたしましては、令和元年東日本台風等による被災箇所の復旧と東日本大震災からの復旧・復興に全力をあげるとともに、引き続き、安全・安心で活力に満ちた「新生ふくしま」の実現に向けて、防災力の高いまちづくりを着実に進めるほか、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とした復興祈念公園の整備を進めてまいります。

本日の審議会では、建築基準法第51条のただし書きに係る特殊建築物の敷地の位置について、御審議をお願いしております。また、昨年から見直しを進めている都市計画区域マスタープランの骨子案をとりまとめているところでありますが、その経過について御報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場から、忌憚りの無い御意見を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に、審議会の開会に先立ちまして、人事異動により、新たに就任されました2名の委員をご紹介します。議案書の4ページをご覧ください。

はじめに、議席番号9番 東北財務局福島財務事務所長の山川潤一委員でございます。本日は、代理としまして、東北財務局福島財務事務所管財課長 西里敦志様に御出席をいただいております。

(9番 山川委員 (代理：西里))

西里でございます。どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

続きまして、議席番号12番 福島県町村議会議長会副会長の割貝寿一委員でございます。本日は所用のため、欠席されております。

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤敏生会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

本日はお忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。本日も皆様に忌憚りのない御意見を頂戴したいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきますと思います。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

はじめに、出席委員数をご報告いたします。定員は19名のうち、出席委員は16名、うち代理出席者は6名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立していることを御報告いたします。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。それではご指名させていただきます。7番の根本友子委員、19番の横田純子委員のお二方をお願いいたします。

次に、次第をご覧ください。本日は、報告事項1件、議案1件、その他報告1件を予定しております。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。第184回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の鈴木と申します。着座にて説明します。

第184回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおりです。議案番号、議案第2022号「特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」、許可年月日は令和2年4月13日に処理を行いました。

本件は、郡山市中央工業団地に産業廃棄物の中間処理施設を設置するものでございました。以上報告を終わります。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(質問等なし)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移ります。本日ご審議いただく議案は、福島県

知事から当審議会に諮問のありました1件です。議案第2023号「特殊建築物の敷地の位置について（福島市）」です。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。事務局より説明願います。

（事務局）

はじめに、スクリーン及びお手元の資料1により説明いたします。

建築基準法第51条ただし書き制度について私から説明いたします。続いて、敷地の施設配置や概要については、特定行政庁である福島市より説明します。

2 ページをご覧ください。はじめに、特殊建築物の位置の許可を必要とする、法の規定や手続きについて説明いたします。建築基準法第51条の規定によると、都市計画区域内においては、卸売市場や火葬場、又はその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされています。ただし、特定行政庁が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合はこの限りでないとされております。今回は、ただし書きの規定により、敷地の位置が都市計画上で支障が無いかについて、県都市計画審議会に付議するものでございます。次に、政令で定める処理施設、及び政令で定める規模の範囲について説明します。

3 ページをご覧ください。次に、建築基準法に規定する「その他政令で定める処理施設」の規定ですが、廃棄物処理法施行令で規定されている「ごみ処理施設」や「産業廃棄物処理施設」などを指しております。施設の内容は、廃プラスチック類が1日当たりの処理能力が5tを超えるもの、木くず等については、同じく1日当たりの処理能力が5tを超えるものが許可の必要な施設となります。

4 ページをご覧ください。建築基準法及び施行令の規定を説明します。この施行令では、既存の産業廃棄物処理施設を増築し、増築後の処理能力が1.5倍以下の場合については、位置の決定や許可が不要となっております。

5 ページをご覧ください。次に、手続きについて説明いたします。産廃処理施設を設置するためには、フローの左上に記載する、廃棄物処理法に基づく施設の設置許可のほか、建築物を新設又は増築する場合には、右上に記載する、建築基準法第51条の許可が必要となります。今回の施設は、民間が設置する施設であることから、ただし書きの規定による敷地の位置に関する許可が必要な施設となります。

6 ページをご覧ください。続いて、都市計画上の支障の有無の判断基準となる許可の基本方針と具体的な要件を説明いたします。1つ目は、都市計画マスタープランとの整合です。ここでは、市町村マスタープランの内容と著しく乖離した

いことが要件となります。2 つ目は、土地利用計画との整合です。ここでは、3 つの要件があり、市街化調整区域には原則設けないこと、用途地域は、原則として工業系用途地域とすること、地区計画等に整合していることが要件となります。3 つ目は、都市計画施設との整合です。ここでは、道路や公園など計画される都市計画施設に支障を与えないことが要件となります。4 つ目は、市街地開発事業との整合です。予定される市街地開発事業（区画整理事業や市街地再開発事業）などに整合していることが要件となります。福島市からの施設概要の説明後、都市計画上の支障の有無について考え方を説明いたします。

福島市開発建築指導課の宮島と申します。

7 ページをご覧ください。特殊建築物の位置について説明いたします。敷地位置は都市計画区域の西側、福島駅から水平距離で約 11km、都市計画区域外との境界付近に位置し、敷地北東には福島西工業団地、佐倉西工業団地、上名倉工業団地が位置しております。

8 ページをご覧ください。敷地北側には国道 115 号が走り、付近には福島県農業総合センター畜産研究所、福島河川国道事務所吾妻山山系砂防出張所が位置しております。敷地南側は都市計画区域外の境界となっております。

9 ページをご覧ください。次に事業者の概要になります。会社概要は、恵和工業株式会社、代表者名、本社の所在地は宮城県仙台市泉区となります。現在の事業といたしましては、産業廃棄物中間処理施設の運營業務、産業廃棄物の収集運搬業務、リサイクル技術の研究開発業務、再生路盤材の製造・販売、解体工事の監理・施工、放射能・線の測定並びに除染に関する業務外となります。産業廃棄物処理施設概要ですが、施設名はケイワ・リサイクルセンター福島、施設の所在地は福島市荒井です。用途地域は、市街化調整区域に位置しており、敷地面積 61,528.93 m<sup>2</sup>、今回計画の建物床面積は 1,485.75 m<sup>2</sup>となります。建築基準法第 51 条ただし書き許可に係る増設設備の能力は、廃プラスチック類の選別破碎施設 84.11 t/日、木くずの選別破碎施設 168.0 t/日、がれき類の選別破碎施設 300.0 t/日となり、共に法に定められた規模を超えています。

10 ページをご覧ください。申請建築物の敷地内配置をご説明いたします。赤線で囲まれたハッチ部分が今回申請する建築物の位置となります。

11 ページをご覧ください。現地の現況写真となります。申請建物の位置には現在保管施設があり、除却した後に、赤で塗り潰された位置に建物を建設する予定となっております。

12 ページをご覧ください。施設敷地内搬出入導線をご説明いたします。搬入車両は図面の右上、事務所前を通り、計量・線量検査所で荷姿、放射線量を確認後、計量し青の矢印に沿って進みます。水色で塗り潰された各仮置き場所に積み荷を降ろした後、再度計量を行い退場いたします。廃棄物の搬出車両も同様に、

計量後緑の矢印に沿って入場し、黄色で塗り潰された保管施設で荷を積み込み、計量・線量検査所で積み荷を計量後退出いたします。オレンジで塗り潰された施設が今回申請の処理施設となります。

13 ページをご覧ください。新設処理施設の処理フローをご説明いたします。まず混合廃棄物を二軸破碎機に①より投入し破碎処理致します。次に②から出てきた破碎物を③からバイオセパレーターに投入し、機械式により重量物と軽量物に選別を行い、それぞれベルトコンベヤにて軽量物と重量物のラインとして運ばれます。軽量物ラインでは磁性物を取り除いた後に手選別にて異物を取り除き軽量物として排出されます。重量物ラインでは磁性物を取り除いた後に、手選別にて非鉄金属、木くず、廃プラを手選別にて分別を行い重量物が④より排出されます。④より排出された重量物はジョークラッシャー破碎処理機に⑤より投入し、最終的に重量破碎物として⑥に排出保管されます。

14 ページをご覧ください。最後に、都市計画上の支障の有無の考え方を説明いたします。

1つ目の市マスタープランとの整合ですが、当該敷地は、市街化調整区域であり、福島市都市マスタープランでは、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全に努めるとともに、適正な土地利用の誘導と地域活力の向上、地域コミュニティの維持・再生を検討する地域とされていますが、既に同様の用途で土地利用が図られており、今回は敷地の拡張もないことから無秩序な開発を誘発するものではないと考えております。また、施設は山間部に位置し、道路から奥まった場所にあり、周囲は森林に囲まれ景観や自然環境の保全にも努められております。施設は、1999年から約20年間創業しており、近接する工業団地内の企業と業務提携し産業廃棄物の収集運搬及び中間処分を行うなど、地域社会の維持・発展に寄与する重要な役割を担っております。施設の増設に当たっては、周辺住民や関係者への説明も実施し理解を得られております。以上を踏まえ、市都市マスタープランの内容と著しく乖離するものではないと考えております。

2つ目は、土地利用計画との整合です。基本方針では、市街化調整区域には、原則設けないこととされておりますが、市の関係部局等とも充分意見交換し判断し、繰り返しになりますが、当該敷地は既に同様の用途で土地利用が図られており長い期間操業しています。また、山間部で森林に囲まれており、無秩序に市街化を誘発する恐れはなく、保安林や農用地区域、及び住居系の用途地域からは十分に離れており、地区計画の設定も無いことから、土地利用との整合は図られると考えました。

次に、3つ目の都市計画施設との整合でございます。当該敷地及び周辺には、都市計画決定された道路や公園等の都市計画施設はございません。

最後に、4つ目の市街地開発事業との整合でございますが、当該敷地及び周辺

には、市街地開発事業の計画はございません。

以上、4つの視点からの都市計画上の支障は無いものと考えております。

続いて、議案書の2ページをお開きください。第185回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。議案番号 議案第2023号、議案名「特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）、決定区分 関係市町村 福島市。

3ページをお開きください。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。名称 ケイワ・リサイクルセンター福島、位置 福島県福島市荒井字北一ノ坂3-4外、記載のとおりです。面積61,528.93㎡、用途 産業廃棄物処理施設、建築面積1,485.75㎡、廃プラスチック類の破碎施設84.11t、木くずの破碎施設168.00t、がれき類の処理能力300t。当該施設は、市街化調整区域内に産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎処理施設を設置するにあたり、1日あたり処理能力が廃プラスチック類で6t、木くずで100t、がれき類で100tを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可を得ようとするものです。当該地の都市計画制限、都市計画の状況、区域区分は市街化調整区域、用途地域は無指定となります。以上、御審議よろしく願いたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(3番 鈴木委員)

議席番号3番の鈴木でございます。1点だけ教えていただきたいのですが、1999年から創業ということで、施行前からある建物ではなかったようですが、新築当時どのような計画で、増築するこの産業廃棄物処理施設ができたのか、というのもそもそも違法ではないという根拠を教えてくださいと思います。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりご説明をお願いします。

(事務局・福島市)

建築基準法の規定で、産業廃棄物の処理施設について法の第51条の許可が必

要な建築物の規定が明確化されたのが平成16年7月でございます、それ以前に建築されていたものにつきましては、51条の許可不要で建築されたものという経過でございます。

(会長)

はい、では引き続きお願いします。

(3番 鈴木委員)

ありがとうございます。すみません、特殊建築物についての規約なのかもしれないのですが、調整区域にどうして建物が新築できたのかということをお教えいただきたいと思っております。

(会長)

では事務局よりお願いします。

(事務局・福島市)

すみません。確認して説明させていただきたいと思っております。

(会長)

はい、今調べていただいておりますので、他のご質問がございましたら先にお願ひします。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。住民の皆さんにも説明をしているという説明がありましたが、この対象住民数は何人ですか。何でそのことを聞くかと言いますと、近くに土湯温泉もございませう。土湯温泉も説明すべき地域の中に含まれるのかどうかというあたりをお聞かせください。

(会長)

はい、では回答をお願いします。

(事務局・福島市)

周辺住民の方の説明につきましては、廃棄物処理法の許可手続きの中で実施しております。福島市の廃棄物処理法の許可の要綱の中で、説明範囲を敷地から300mの範囲と定めてございませう、その範囲の7名の方に説明しております。

(会長)

宮本委員、今の回答でよろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

はい。今の話ですと、土湯は入らないということですね。でも300mというのは比較的近い訳で、近くには土湯温泉もあって観光地もある訳ですね。そういう意味での配慮も必要かなと考えましたので意見として申し上げました。それで、今回処理能力が2倍になるということですので、その必要性がどういう客観的な状況で2倍になるのか。これがどこから持ち込まれるものなのかということです。産業廃棄物の処理施設なので、住民からみると、積極的に誘致したいという施設ではないという受け止めがありますよ。ですから、何で地域内、少なくとも福島市内で発生したものについて処理をするというものがやっぱり考え方としてあるのかなというふうに考えます。持ち込まれるものがどこから発生するものなのか、どのように把握されておられるのかお聞かせください。そして、破碎処理されたものは、最終的にどのように処分をされるのか、行き先も併せてお聞かせください。

(会長)

ありがとうございます。事務局でお分かりでしたらご回答をお願いします。

(事務局・福島市)

搬入される廃棄物の範囲は、県内を対象としてございますので市内だけではないという状況でございます。中間処理したものの搬出につきましては、恵和興業の自社の市外の別の工場、場所は檜葉工場と仙台工場に搬出することになっております。その他、中間処理以外のもので最終処分場に搬出するものがございます。

(会長)

引き続きをお願いします。

(17番 宮本委員)

確かケイワには、最終処分場は併設されていますが、あそこは、管理型ではなく密閉型だったと思います。それでも影響はないと判断してよろしいですか。

(事務局・福島市)

恵和工業の敷地に隣接した最終処分場は、現在稼働してございません。搬出される最終処分場は、いわき市にございまして、そちらへの搬出となります。

(17番 宮本委員)

分かりました。

(会長)

ありがとうございます。先程の質問にありました、土湯温泉への配慮を併せてご説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。例えば景観上の配慮とか、あればご説明ください。

(事務局・福島市)

はい、土湯温泉へ説明はしてはございませんが、景観上の配慮について説明すると、当該地は、国道 115 号から自社所有の通路を通過して少し山を登る形になってございまして、道路側からは見えない形になっておりますので、景観上の支障はなかろうかというふうに考えております。

(会長)

ありがとうございます。では他の論点で何かございせんでしょうか。

(10番 佐藤委員)

10番の佐藤です。今回の増築に伴って、運搬車両とか搬出車両が多くなることになると思うのですが、そうした時に、国道 115 号に対する配慮について、どのように指導していくのか教えてください。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりご回答をお願いします。

(事務局・福島市)

今回、処理能力の数字は上昇する訳でございますが、廃棄物の搬入量が今より極端に増えるというようなことではございませんので、搬入車両につきましては、敷地の通路の部分で待機するような形で対応しておりまして、国道 115 号には影響は及ぼさない状況で操業していくということを事業者から聞いております。

(会長)

はい、続いてどうぞ。

(10 番 佐藤委員)

処理能力は増えている中で車両は現状より増えないっていうのはおかしいです。処理能力を上げているのだから、車両が増えることを想定しながら指導をしなければならないと思います。処理能力を増やしても車両は同じですという説明では困ります。最大限処理することができるようになりますから、そうした場合に土湯温泉も近い状況にありますので、それも含めながらしっかりと指導していくということも必要だと思いますので、もう一度その辺の考え方についてお伺いします。

(会長)

はい。では、事務局よりお願いします。

(事務局・福島市)

はい。国道の方に搬入車両が溢れるという状況にならないように、事業者の方に再度確認をしていきたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(10 番 佐藤委員)

はい。

(会長)

では、続きまして、西田委員お願いします。

(11 番 西田委員)

11 番の西田です。資料の 14 ページのところの都市計画上の支障の有無の「2 土地利用計画との整合」の理由についてお伺いしたいと思います。市街化調整区域で既に同様の用途で土地利用が図られ新たな開発はないとなっております。先程の説明を聞いておまして、私が理解できていないだけなのかもしれませんが、破碎処理施設っていうのは、過去に許可を受けた時に既にあったということでしょうか。同様の用途で土地利用というのは、産業廃棄物処理施設があったということだと思いますが、特殊建築物の増築後の処理能力が大きくなる

からということで今回の許可が必要になってくるというふうに考えますと、敷地内に増設されますので、土地利用としては大きな変化はないという理由の説明の仕方なのかもしれないのですが、破碎処理施設自体は新しい機能として作られるものなのか、それとも前の小さいものがあつたってというそういう説明の仕方なのか、その同様の用途というのが産業廃棄物処理施設以外に、特殊建築物の説明になっているのかどうか疑問に思いましたので説明していただければと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。以前の具体的な中身がどうなのかというご質問かと思いますが。

(事務局・福島市)

はい。産業廃棄物の破碎処理施設につきましては、平成 11 年に廃掃法の許可を取得しまして、設置してございます。産業廃棄物処理施設の事業のスタートというのがその時点から始まっているという状況でございまして、今回能力を増やすような計画になってございます。

(事務局)

少し補足しますが、現在の施設は、混合廃棄物ということで、廃プラスチックとがれきを一緒に処理し、今もすべて 3 種類とも処理しております。今回、項目としては 3 つに分けてそれぞれが基準を超えるので許可を受けるということになりますので、今処理しているものを将来も同じく処理するものと考え、新たに機能を追加するという事ではないと整理しております。

(11 番 西田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他の質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(16 番 阿部委員)

16 番の阿部です。先程の 14 ページの土地利用計画との整合のところ、理由として「保安林や農用地区域、及び住居系の用途地域からは十分に離れており」というところの、十分に離れているというのは、もう少し具体的にどのぐらい距

離が離れているのか教えてください。

(会長)

はい、ありがとうございます。では、事務局よりお願いします。

(事務局)

はい、県の方から説明したいと思います。最も近い住居系の用途地域までは約4km離れてございます。保安林等については現地にはございませんので、ないという形で整理しております。

(16番 阿部委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

申し訳ありません。議事についてですが、確認に時間がかかりそうなので、一旦これはペンディングとさせていただきます。先に次第の4番、その他を進めさせていただきたいと思います。

その他の事項について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

参考資料をご覧ください。それでは、県北・県中・会津都市計画区域マスタープラン見直しについて現在の経過について説明します。

都市計画区域マスタープランは、県内21都市計画区域全てで決定しており、今回は、区域区分をもつ4区域のうち、東日本大震災の関係で昨年見直しの決定をしたいわき都市計画区域を除く3区域で、見直しに着手しております。今年度は、各機関と調整を進める上でのたたき台となる、区域マスタープランの素案作成を目標としています。現在は、新型コロナウイルス対応の関係で、都市政策推進専門小委員会が開けなかったことから、6月に小委員会の7名の有識者委員の方々に、意見照会を実施し骨子案の修正を進めているところです。骨子案では、住民懇談会やアンケート、有識者会議の方々の意見を踏まえ、少子高齢社会や近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した防災・減災の安全なまちづくりの視点、復興創生期間以降のまちづくりの方向性、高速交通網の整備によるポテンシャルを活かした地域づくりなど、区域の特性を活かした見直しを行う予定としております。今後は、骨子案を基に、関係機関と調整を行いながら、より具体的に素案の作成を行います。8月からは、関係市町村等との意見調整、現地調査、

専門小委員会での意見を経て、年度末までに素案を作成してまいります。令和3年度以降の県民へのパブリックコメントや国協議等に向けて、準備を進めたいと存じますのでご了承願います。なお、県都市計画審議会については、専門小委員会や公聴会等の意見を踏まえ、その都度状況を報告させていただき、最終的には、決定の手続きの中で諮問させていただく予定です。スケジュールでは令和4年度に予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、区域マスタープランの見直しの状況について報告させていただきました。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関して、ご質問等ございますでしょうか。

(17番 宮本委員)

区域マスタープランの見直しの関係では、土地利用の意見が一番食い違っているのが県北かなと思います。それで県北、特に伊達市との関連で区域マスタープランの見直しと伊達市の地区計画との関係は、今後どういうふうに整理されていくのかお聞かせください。

(会長)

事務局でもしお答えできればお願いします。

(事務局)

はい。地区計画につきましては、市決定の案件であり、現在、協議を受ける前の事前相談を受けたところであります。県は、協議を受けた場合は、区域マスタープランとの整合性、周辺市町村の意見や有識者の意見を伺いながら県の意見を返す形になっております。

また、区域マスタープランの見直しとは時期も一致しているわけではございませんが、周辺の市町村さんの意見等も伺うこととなりますので、定期的な見直しにおいても参考にさせていただきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

はい。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(19番 横田委員)

19番の横田です。総合計画の方も何ヶ月か遅れていると思いますが、こちらの骨子案の方も、総合計画の方の遅れも加味した予定ということになっているかの確認でした。

(会長)

ありがとうございます。では事務局お願いします。

(事務局)

はい。総合計画とも連携していくところでございますが、区域マスタープランの見直しは、当初目標のとおり令和4年度までには策定したいと考えております。内容についても総合計画で色々議論されている情報を掴んでおりますので、県土づくりプランともリンクをさせながら進めていきたいと思っております。

(19番 横田委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

(4番 品川委員 (代理：浜津))

4番の郡山市の浜津でございます。マスタープランの策定について意見と申しますか、防災・減災の関係も十分に取り入れていただけるということですが、国交省の方で、コロナ禍における新しい生活様式を踏まえたまちづくりの論点整理を行っていると聞いておりますので、そういった部分が夏にある程度見えてくるということもありますので、やはりマスタープランは上位計画ですから加味していただけるようにしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

ではお願いします。

(事務局)

現在、国において、新型コロナ危機を踏まえた都市の在り方や都市政策について有識者会議を開いて検討していると聞いておりますので、県としても国の動向を注視しながら検討させていきたいと考えてございます。

(4番 品川委員 (代理：浜津))

よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。ではこの案件につきましては、ご報告をいただいたということで扱わせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では前の議案に戻りまして、分かりましたでしょうか。では、事務局よりお願いします。

(事務局・福島市)

はい。平成11年の創業時点では建築物がなくて、機械のみ設置ということで処理を行うということで、都市計画法の許可は対象外だったのですが、平成17年に建築物の建築を行いまして、その時に都市計画法の許可を取得しております。その時点が最初の許可というような状況でございます。

(会長)

ありがとうございます。平成17年に許可を受けて設置され、それが今回増設されると。そういうような位置づけになっているということでございます。鈴木委員、よろしいでしょうか。

(3番 鈴木委員)

すみません、平成17年の都市計画法の許可というのは開発許可ですか。

(事務局・福島市)

都市計画法43条の許可を取得しております。

(3番 鈴木委員)

この時に、資料の10ページの囲みの中にある建物は基準をすべてクリアしているというふうに考えてよろしいですか。

(事務局・福島市)

はい。建物につきましてはその時に許可を取ったという形になっております。

(3 番 鈴木委員)

そうすると、違法なものではないということですよ。

(事務局・福島市)

はい、そのとおりでございます。

(3 番 鈴木委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。では 2 番目の審議案件につきまして、その他ご質問等ございませんでしょうか。それでは意見も出尽くしたということで、議案第 2022 号の議案に、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議案第 2023 号については、支障なしとさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

途中、順番を入れ替えてしまい申し訳ありません。本日の審議事項は以上です。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。では司会を事務局へお返しいたします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 185 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間)

以上のとおり相違ないことを証します。

7 番 根本 友子

---

19 番 横田 純子

---